

第22回たつの市農業委員会総会（9月定例会）議事録

令和4年9月27日（火）午前10時から第22回たつの市農業委員会総会（9月定例会）を新館3階301・302会議室において招集した。

出席委員18名 欠席委員 1名

1	上田 常雄	2	八木 正邦	3	永富 元	4	右田 太郎
5	岩田きん子	6	三村 誠	7	丸山 忠昭	8	大西 正清
9	小河 純一	10	水田 達實	11	山本 哲也	12	真殿 利晴
13	宮本 峰男	14	保田 義一	15	緒方 光男	16	猪澤 敏一
17	長谷川澄男	18	高見 昭義	19	大橋 正典		

事務局の出席者 3名

局長	大野 泰弘	主 幹	井口 大介	副主幹	武田 かおり
----	-------	-----	-------	-----	--------

1 開 会

- 会長（猪澤敏一委員）
あいさつ（内容省略）

2 開会宣告

- 議長（猪澤敏一委員）
只今から第22回たつの市農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員数等について、事務局から報告させます。

○事務局（大野泰弘君）

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は18名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

なお、大西委員からは欠席の届出を受けています。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

- ・利用目的の変更届について
- ・農地法施行規則第29条第1号該当転用の届出について

- ・農地法第4条の規定による使用目的変更の届出について
 - ・農地法第5条の規定による使用目的変更及び使用貸借権設定の届出について
 - ・農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買の届出について
 - ・農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・贈与の届出について
 - ・農地法第18条の規定による合意解約の通知について
- を別紙資料として、お手元に配布いたしておりますので、ご熟読の上、ご了承願います。

3 会議宣告

○議長（猪澤敏一委員）

これより会議に入ります。

日程第1「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。

たつの市農業委員会会議規則第18条第2項の規定に基づき、7番丸山忠昭委員、9番小河純一委員にお願いします。

（「はい」との声）

次に、日程第2「議案第146号 非農地証明願の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第146号 非農地証明願の承認について」

農地法第2条に規定する農地ではない旨の証明願が4件出ておりますのでご説明いたします。

1件目の願い出地は、揖保町中臣580の登記地目・田、現況は雑種地、面積は115㎡です。願い出人は、龍野町富永1005-1 たつの市長 山本 実、平成4年頃から自治会広場として利用している土地を地元自治会に所有権移転をするため、現況に合わせたいとの願い出がありました。

20年以上農地でないことは、空中写真において、平成12年以前から雑種地であることを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も雑種地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

2 件目の願い出地は、揖保町 [REDACTED] の登記地目・畑、現況は宅地、面積は 56 m²です。願い出人は、[REDACTED] 愛 [REDACTED] [REDACTED]、土地を現況に合わせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、空中写真において、平成 11 年以前から宅地であることを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も宅地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

3 件目の願い出地は、新宮町 [REDACTED] の登記地目・畑、現況は宅地、面積は 213 m²です。願い出人は、[REDACTED] [REDACTED]、売買のため土地を現況に合わせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、空中写真において、平成 11 年以前から倉庫敷地であることを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も倉庫敷地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

4 件目の願い出地は、揖保川町 [REDACTED] の登記地目・畑、現況は雑種地、面積は 18 m²です。願い出人は、[REDACTED] [REDACTED]、売買のため土地を現況に合わせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、空中写真及び地元自治会長からの証明により、平成 11 年以前から雑種地であることを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も雑種地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

よって、いずれも周辺農地に影響もなく、非農地と認定できるものと考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 146 号」は原案のとおり承認されま

し人に土地を譲ってほしいと相談した結果、同意を得たものです。

譲受人は、この地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後もすべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、譲受後の耕作面積が 4,179.91 m²ですので条件を満たしています。最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

4 件目の申請地は、新宮町 [] 外 1 筆の畑及び田で、合計面積は 452 m²、譲受人は []、譲渡人は []、空家に付随する農地として 2 年間耕作したため、所有権を移転するものです。

譲受人は適正に農地を管理しており、今後も農地を効率的に利用するものと見込まれます。

よって、いずれも農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 147 号」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第 4「議案第 148 号 農地法第 4 条の規定による使用目的変更に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局

「議案第 148 号 農地法第 4 条の規定による使用目的変更に対する意見について」

○事務局（井口大介君）

「議案第 149 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」

5 条所有権移転・売買の案件が 3 件出ていますので、ご説明いたします。

1 件目の申請地は、揖西町■■■■外 1 筆の田で、合計面積は 381 m²、農地区分は第 1 種農地ですが、不許可の例外的許可事由⑤-5 集落に接続して設置される日常生活上必要な施設に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が揖西町■■■■、譲渡人は、■■■■、■■■■、転用目的は、露天駐車場として使用するものです。

譲受人の会社は、申請地に隣接し、建設業を主な業務としています。現在、資材置場等に駐車していますが手狭であるため、この土地を取得し利用するものです。

工事計画は、10 月から 90 日間です。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定はなく、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地の所有者の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周辺営農に支障はないと考えます。

2 件目の申請地は、龍野町■■■■の田で、面積は、425 m²、農地区分は水道管、下水道管が埋設されている道路の沿道区域であり、近距離に 2 以上の教育施設、医療施設等が存在する 3 種農地(3-(1))と判断します。

申請人は、譲受人が■■■■、譲渡人は、■■■■、■■■■、転用目的は、売電の為の太陽光発電設備の設置です。

工事計画は、令和 4 年 12 月 15 日から 14 日間です。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

3件目の申請地は、新宮町[REDACTED]外2筆の田で、合計面積は、1,745 m²、農地区分は住居等が連坦する区域に近接かつ農地の規模10ha未満の2種農地(2-(3))と判断します。

申請人は、譲受人が[REDACTED]

[REDACTED]、譲渡人は、[REDACTED]

[REDACTED]、転用目的は、売電の為の太陽光発電の設置です。

工事計画は、許可後90日間です。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、周囲に隣接農地はなく、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、いずれも農地法第5条第2項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第149号」は原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決しました。

4 閉会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。

閉会宣告 午前10時30分